

札幌市立高等学校「学校間連携による単位認定」実施要綱

(平成14年2月1日 教育長決定)

(平成17年8月1日 一部改正)

(令和5年6月1日 一部改正)

1 目的

この要綱は、札幌市立高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む）における学校間連携による学習成果の単位認定（以下「学校間連携」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、各校が相互に連携・交流を行い、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえて選択履修の幅を拡大し、個に応じて専門性の高い科目や特色のある科目の学習を促進することで、札幌市立高等学校における特色ある教育の一層の充実に資することを目的とする。

2 実施の範囲

札幌市立高等学校間において、課程・学科・コース等の別を問わず実施することができる。

3 学校間連携の協議

当該生徒が在籍する高等学校（以下「連携実施校」という。）と当該生徒が教科・科目を受講する高等学校（以下「連携協力校」という。）は、第4項から第9項の規定に基づき、学校間連携の円滑な推進に必要な以下の（1）～（5）の事項について協議し、別記様式1の学校間連携合意書を取り交わすものとする。

- (1) 教育課程に関する事
- (2) 出席・欠席等の扱いに関する事
- (3) 学習成績の評価に関する事
- (4) 生徒指導に関する事
- (5) その他必要な事項

4 教科・科目の単位の認定

- (1) 学校間連携における履修科目は、連携実施校における開設の有無に関わらず、連携協力校で開設される総合的な探究の時間を含む全ての教科・科目を対象とすることができる。
- (2) 連携協力校の校長は、同校において学校間連携によって学習を行っている生徒の当該履修教科・科目の学習成績の評価及び単位修得の認定を行い、連携実施校の校長は、当該履修教科・科目の単位数を実施校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えるものとする。
- (3) (2)の規定に基づき加えることのできる単位数の限度は、学校教育法施行規則第97条及び第99条の規定により、「学校外における学修の単位認定」と合わせて36単位とする。

5 授業の形態

- (1) 連携協力校における授業は、通年若しくは学期毎の定められた時間帯に実施する方式のほか、特定の期間に集中する方式で実施することができるものと

する。

(2) 連携協力校においてメディアを利用して行う授業を実施することも可能とするが、単位認定する際には学校教育法施行規則第 88 条の 3 に基づいて行うこととする。

(3) その他、これに定める以外に必要な事項については、別途協議する。

6 生徒指導要録上の取扱い

生徒指導要録の各教科・科目の学習の記録については、評定・単位数を記入するとともに、「備考」の欄に「学校間連携」と記入し、併せて連携協力校名、修得した単位数及び学年・年次などを記入する。

7 授業料

学校間連携における履修・修得に係る授業料については、徴収しない。

8 学校事故及び生徒指導上の留意事項

連携協力校の管理下における事故発生時の対応は、連携協力校において行う。ただし、当該事故に関わる事後指導等については、連携実施校において行う。

9 学校間連携の届出

学校間連携の届出については、連携実施校の校長が、別記様式 2 による学校間連携届を、連携を開始する前年度の 3 月 15 日までに教育長に提出すること。その際、第 3 項で作成した別記様式 1 による学校間連携合意書の写しを添付すること。

附 則

この要綱は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。